海外　出産育児一時金の申請をされる方へ

出産されたご本人のみ、窓口で申請することができます。
必要書類をご用意のうえ、藤沢市役所保険年金課国保給付担当窓口にてご申請ください。

	必要書類	詳細
1	藤沢市国民健康保険の資格がわかるもの ※ 詳細の①～③のうちいずれか	① 資格確認書 ② 資格情報のお知らせ ③ マイナポータルの「医療保険の資格情報」PDFデータ
2	振込先口座がわかるもの	・ 預金通帳等
3	調査に関わる同意書	・ 藤沢市役所保険年金課国保給付担当窓口に用意があります
4	**出産した事実を公的に証明する**書類 **※現地の書類はすべて日本語の翻訳(翻訳者の氏名･住所の記載必須）が必要**	・ 医師の証明書の原本（政府発行の出産証明書も可） ・ 国外で出生した子の住民登録 国内で**する** ➡ 子の住民登録が確認できてからの支給となります 国内で**しない** ➡ **現地の戸籍や住民票の原本**の提出が必要です
5	**出産の前提となる妊娠が確認できる**書類 **※現地の書類はすべて日本語の翻訳(翻訳者の氏名･住所の記載必須）が必要**	・ 妊娠届や母子手帳の写しなど 例）妊娠健診を受けた証明や領収書 超音波の記録やエコー写真（日付と名前の記載があれば可）
6	出産された方の旅券（パスポートの原本）	・ 顔写真のページ、**出入国のわかるスタンプ押印**のページの原本 ・ **スタンプの押印がない**場合は①②いずれかの書類が必要です ①航空券等の渡航記録が確認できる書類（eチケット等） ②出入（帰）国の記録がある書類 **出入国在留管理庁に出入（帰）国に係る開示請求手続ができます**

★注意事項

- **1年以上海外に出国する場合は、住民票の転出手続きをすることが原則**です。
- 出産された方のご住所が藤沢市にあり、出産日に藤沢市の国民健康保険に加入していること、さらに一時的な渡航中の出産が支給の要件です。
- 出産日から2年を経過すると時効となり支給されません。
- 海外で出産された方の出産育児一時金支給申請の審査は厳しく設定されているため、支給決定まで時間がかかる場合があります。また審査に必要な書類を追加で提出していただく可能性があります。
- **書類はすべて必要です。不足がある場合は申請できません。**

藤沢市役所　本庁舎１階　保険年金課　国保給付担当
ＴＥＬ　０４６６－５０－３５２０
午前８：３０～午後５：００（土日祝日･年末年始を除く）